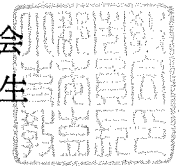




6小教学第647号
令和6年5月28日

小郡三井医師会長 殿

小郡市教育委員会
教育長 秋永 晃生



令和6年度小郡市教育支援委員会委員の推薦について（依頼）

新緑の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本市の就学支援にご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、貴医師会から小児科医または精神科医等の専門医2名を本委員会委員としてご推薦いただきたく存じます。

また、参考資料として、小郡市教育支援委員会規則、本年度の事業計画案、昨年度の委員名簿を添付しておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

記

1. 提出書類

【別紙】令和6年度小郡市教育支援委員会委員の推薦について（回答）

2. 提出期限

令和6年6月7日（金）

3. 提出方法

FAXまたは郵送にて提出をお願いいたします。

【本件担当】

小郡市教育委員会 学校教育課 三宅

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1

電 話：0942-72-2111(内線 512)

FAX：0942-73-5860

小郡市教育委員会 学校教育課 三宅 宛

FAX番号：73-5860

【別紙】

令和 年 月 日

小郡市教育委員会教育長 殿

(推薦者)

団体名

職・氏名

令和6年度小郡市教育支援委員会委員の推薦について（回答）

このことについて、下記のとおり推薦します。

職 名	氏 名

○小郡市教育支援委員会規則

昭和60年8月20日

教委規則第28号

改正 昭和61年5月16日教委規則第5号

平成8年3月26日教委規則第6号

(題名改称)

平成19年5月22日教委規則第7号

平成24年4月20日教委規則第12号

平成27年9月15日教委規則第10号

(題名改称)

令和5年2月21日教委規則第1号

(題名改称)

小郡市児童生徒適正就学指導委員会規則(昭和49年小郡市教委規則第47号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 小郡市教育支援委員会(以下「教育支援委員会」という。)は、本市に在住する障害のある又はその疑いのある幼児、児童及び生徒(以下「障害のある児童生徒」という。)が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるように助言することを目的とする。

(平8教委規則6・平19教委規則7・平27教委規則10・令5教委規則1・一部改正)

(業務)

第2条 教育支援委員会は、次の業務を行う。

- (1) 教育委員会と連携し、障害のある児童生徒本人及びその保護者に対する情報提供を行うこと。
- (2) 障害のある児童生徒の就学先の決定に際し、教育委員会に対して総合的な判断のための助言を行うこと。
- (3) 障害のある児童生徒の就学先決定後の一貫した支援に関する助言を行うこと。
- (4) その他必要な調査研究と活動

(平19教委規則7・平27教委規則10・令5教委規則1・一部改正)

(構成)

(庶務)

第9条 教育支援委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(平27教委規則10・令5教委規則1・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平27教委規則10・令5教委規則1・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年5月16日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月22日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年4月20日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月15日教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の小郡市児童生徒就学指導委員会規則第3条の規定により既に在職する委員については、その任期中に限り、引き続き在職するものとする。

附 則 (令和5年2月21日教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和6年度教育支援委員会事業計画（案）

月	内 容
4	
5	
6	
7	【予定】17日（水）小郡市役所 本館3階大会議室 ○第1回教育支援委員会（委員委嘱・委員会方針説明） 【予定】29日（月）30日（火）31日（水） ○夏季就学相談会
8	
9	
10	【予定】16日（水）小郡市役所 北別館2階大会議室 ○第2回教育支援委員会・学校代表者会（第2次判断） ○就学時健康診断
11	【予定】20日（水）小郡市役所 北別館2階大会議室 ○第3回教育支援委員会・学校代表者会（第2次判断） ○就学時健康診断
12	
1	
2	○就学先の決定について教育委員会に報告
3	

小郡市教育支援委員会委員名簿

任 期：令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

第3条第1項	職 名	氏 名	備 考
(第1号)	小・中学校長代表 及び幼稚園長代表	山下 嘉成	小郡市立小郡幼稚園 園長
		山本 貴澄	小郡市立大原小学校 校長
		船津 聡哉	小郡市立小郡中学校 校長
(第2号)	小・中学校教頭代表	遠藤 芳徳	小郡市立御原小学校 教頭
		米倉 佳美	小郡市立立石中学校 教頭
(第3号)	特別支援学級 担任代表	平山 久美子	小郡市立大原小学校 教諭
		下川 優子	小郡市立小郡中学校 教諭
(第4号)	医師	工藤 嘉公	小児科医
		本間 五郎	精神科医
(第5号)	臨床心理士	吉田 之子	スクールカウンセラー
(第6号)	家庭相談員	柳 留美	小郡市家庭相談員
(第7号)	指導主事	小島 章稔	小郡市教育委員会 指導主事
(第8号)	その他教育委員会 が必要と認める者 (学識経験者)	渕上 道子	福岡県立小郡特別支援学校 主幹教諭
		渡邊 正則	小郡市教育センター 所長
		小副川 賢治	スクールソーシャルワーカー